

合ヨリ一名宛委員ヲ選定スルコトナレリ

二 調査委員常設ノ件

従来設置セル「資格審査委員」ヲ「調

査委員」ト変更シ自今労働争議労働

条件其他各種ノ調査ヲ遂行スルコト

三 労働會館建設ノ件

本件「前項調査委員」附託シ其ノ実

現方法ヲ講スルコト

四 講演會ニ際シ「残」ヲ使用シ得ヘシ其ノ助ニ

交渉方ノ件

三名ノ委員ヲ其ノ一ヲ當局ニ交渉スルコト

五 黒表作製方ノ件

黒表作製方ヲ可限シ在シニ其ノ談ト書者

ト認ムヘキモノニ名(職員)ヲ表シテハ如何トノ

説アリト云

今更ニ「説」アリ今更ニ「表」ヲ得カレル

コトナレリ

追テ「労働會館」今更ニ「日」ヲ「友」ヲ

職工組合(組合長上田三三郎)ノ加盟ヲ先タルヲ

以テ「都」合「十」回「報」告「参」照

(三) 労働會解散

大牟田市三井製鉄所内ノ「労働團體」正労働會ハ「系」ヲ